

神戸市自然環境保全活動支援要綱

制定 令和4年4月1日

改正 令和5年4月1日

改正 令和6年5月31日

（目的）

第1条 この要綱は、神戸市（以下「市」という。）が、自然環境保全活動に対する市民理解を深め、保全活動への市民参加を促進するため、市内で自然環境保全活動を行う団体の活動に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 市が市以外の者に対して交付する金銭的給付で、その交付に対し相当の反対給付を受けないものをいう。
- (2) 補助対象活動 補助金の交付の対象となる事務又は活動をいう。
- (3) 補助対象活動者 補助対象活動を行う者をいう。

（補助対象活動者）

第3条 補助対象活動者は、次の各号の全てに該当する団体とする。

- (1) 市内に拠点（団体の事務所又は団体代表者の自宅、若しくは団体代表者が所属する学校、職場）があること。
- (2) 営利を目的とした団体でないこと。
- (3) 市より同じ内容の活動に対する他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと及び団体の会員に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が含まれていないこと。
- (5) 活動の実施につき、活動実施場所の地権者及び管理者等に対して説明を行い、その理解を得ていること。

（補助対象活動）

第4条 補助対象活動は、申請者自らが企画・立案・運営し、当該年度内に神戸市内で実施される別表に掲げる活動とする。

2 前項に掲げる活動は、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 営利を目的とした活動でないこと。
- (2) 特定の対象者・団体のみが受益する活動でないこと。
- (3) 宗教的活動及び政治的活動でないこと。
- (4) 神戸市生物多様性の保全に関する条例（平成29年10月条例第7号）第2条に定める基本理念及び

生物多様性神戸プラン（2016年3月改訂）の趣旨に適合するものであること。

(5) 各種法令に違反するものでないこと。

（対象経費）

第5条 補助対象活動の対象となる経費は、補助対象活動者が当該年度に実施する前条第1項に規定する活動に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

ただし、対象となる経費について、重ねて国、県、市、その他の団体等から補助金等を受けている場合は、補助金等の交付対象から除外する。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表に定める額を限度として、対象経費の妥当性や当該年度の予算額により額を調整するものとする。

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付は、第4条別表の補助対象活動毎に当該年度において1団体あたり1活動のみとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別表に掲げる書類を市長が定める募集期間内に、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者で振込先が変更した場合は、様式第2号の振込先変更届により、市長に届出なければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条第1項に基づき申請のあった書類を審査し、補助金を交付することが適切であると認めたときは、速やかに交付決定を行う。

2 市長は、前項の審査にあたっては、自然環境保全に関して知見のある学識経験者等（以下「学識経験者等」という。）の意見を聞くことができる。

3 市長及び学識経験者等は、申請者に対して、交付申請の内容に関する説明を求めることができる。

4 市長は、学識経験者等の意見を尊重し、補助金の交付先を決定するものとする。

5 市長は、第1項の規定に基づきの交付決定を行ったときは、自然環境保全活動補助金交付決定通知書（様式第3号及び第3号の2。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

6 市長は、第1項の審査の結果、補助金の交付が不適当と認めたときは、自然環境保全活動補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

7 市長は、補助金の交付の目的を達するため、交付決定に必要な条件を付すことができる。

（補助対象活動の変更等）

第9条 交付決定通知を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、補助対象活動の変更、中止等を行うときは、速やかに自然環境保全活動変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が変更手続の必要がないと認めるものについては、この限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を自然環境保全活動補助金変更承認通知書（様式第6号）により、交付決定団体に通知するものとする。

3 第1項の変更を行う場合、補助金の額は増額しない。

（調査等）

第10条 市長は必要があると認めるときは、いつでも交付決定団体に対して、当該活動の関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査等により不適当な事項を発見した場合には、交付決定団体に必要な是正措置を求めることができる。

（実績報告書等の提出）

第11条 交付決定団体は、補助対象活動の終了後60日以内または補助金の交付決定を受けた年度の3月15日（15日が閉庁日の場合は、その前開庁日）のいずれか早い日までに、自然環境保全活動実績報告書（様式第7号及び第7号の2。以下「実績報告書」という。）に、別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、必要に応じて行う調査等により、補助対象活動の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを審査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を交付決定通知書に記載の交付予定額の範囲で確定し、自然環境保全活動補助金交付額確定通知書（様式第8号。以下「確定通知書」という。）により交付決定団体に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第13条 市長は、前条による交付額の確定の後、速やかに交付決定団体に対し補助金を支払うものとする。

（補助金の交付の取消し等）

第14条 市長は、交付決定団体が、補助金規則第19条の各号及び次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定通知書に記載の交付予定額又は確定通知書に記載の交付確定額の一部又は全部を取り消すことができる。また、取り消した場合は、自然環境保全活動補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、交付決定団体に通知するものとする。

(1) 第10条第1項の規定による関係資料の提出若しくは必要な調査に応じず、又は同条第2項の規定による是正措置を行わなかったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(3) 補助対象活動の全部又は一部を遂行できなくなったとき

(4) 本要綱の目的に沿わなくなったとき

(5) その他、市長が補助金を交付するに適さないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の決定の全部または一部を取り消した場合、当該取消に係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期日を定めて補助金を返還させるものとする。

（書類の保管及び閲覧）

第15条 補助金の交付を受けた団体は、補助対象活動に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、それらの帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 補助金の交付を受けた団体は、前項の書類の閲覧請求があった場合は、これを閲覧させなければならない。

（表彰）

第16条 環境局長は、第4条別表に掲げるアカミミガメ防除活動（以下「アカミミガメ防除活動」）を実施する団体のうち、本市での引き取り頭数が極めて顕著な団体を表彰し、頭数に応じて、別表に掲げる金額を副賞として交付する。

2 表彰は、当該年度のアカミミガメ防除活動を実施する団体のうち、原則引き取り頭数上位3団体に対して行う。

3 表彰対象の決定は、アカミミガメ防除活動実施団体の、全ての実績報告書が審査終了次第、選定を行う。

（施行の細則の委任）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

別表（第 4 条関係）

補助対象活動	該当する具体的活動
生物多様性保全活動	活動員が 5 名以上かつ 5 世帯以上で構成される団体が実施する以下の活動 (1) 以下のいずれかに該当する動植物を防除する活動 「神戸版レッドデータ 2020」に記載のブラックリスト掲載種（緑化・植栽種を除く）、兵庫県の外来生物（ブラックリスト 2010（2019 改訂版））掲載種、環境省の定める特定外来生物、農林水産省の定める検疫有害動植物の防除活動 （外来生物法等法令を遵守した防除活動に限る。） ※但しアカミミガメ、クビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリを除く (2) レッドデータに記載の希少種のうち、C ランク以上の野生動植物等の保全に係る保全・保護活動 (3) 活動地域における在来の生態系の保全に関する活動 (4) 生物多様性の普及啓発に関する活動
アカミミガメ防除活動	(1) 次の要件を全て満たす防除活動 ①活動員 5 名以上の団体が行うこと ② 河川、ため池等において、アカミミガメの捕獲のための活動を行うこと ③活動を実施する場所において、3 名以上の活動員が参加する講習会（講師は本市が派遣する）を開催すること
水辺清掃活動	(1) 河川、海岸及びその周辺水域の清掃活動

別表(第 5 条関係)

補助対象活動	対象となる経費
生物多様性保全活動	(1) 備品、消耗品費（捕獲機材、薬剤、調査用資材、熱中症対策に必要な飲料水等） (2) 賃借料（会場、必要機器等） (3) 必要機器等の燃料費 (4) 保険料 (5) 外部の講師等への謝礼（ただし、1 人あたり 5,000 円／日以下とする。） (6) 無償労務費（活動計画に位置付けられた労務に対する経費。ただし、補助金交付額全体の 3 割を超えないものとする。） (7) 印刷費及び郵送費（ただし、会報等を除く。） (8) 防除した外来生物種等の処分に要する費用 (9) その他市長が特に必要と認めるもの
アカミミガメ防除活動	(1)団体の活動経費
水辺清掃活動	(1) 備品、消耗品費（清掃用具、運搬用具、熱中症対策に必要な飲料水等） (2) 賃借料（会場、必要機器等） (3) 必要機器等の燃料費 (4) 保険料 (5) 印刷費及び郵送費（ただし、会報等を除く。） (6) その他市長が特に必要と認めるもの

別表（第 6 条関係）

補助対象活動	補助金の額
生物多様性保全活動	1 活動につき 100,000 円を限度とする。
アカミミガメ防除活動	アカミミガメの引き取り頭数に応じて、下記の額の補助金を交付する。 ただし、1 団体あたり、年間 50,000 円を限度とする。 アカミミガメの引き取り頭数 0 ～ 9 匹 ： 10,000 円 10 ～ 24 匹 ： 20,000 円 25 ～ 49 匹 ： 30,000 円 50 ～ 74 匹 ： 40,000 円 75 匹以上 ： 50,000 円
水辺清掃活動	1 活動につき 30,000 円を限度とする。

別表(第 7 条関係)

補助対象活動	交付申請に必要な書類
生物多様性保全活動	(1) 自然環境保全活動補助金交付申請書（様式第 1 号） (2) 補助金を受けようとする活動の計画書（様式第 1 号の 2） (3) 補助金を受けようとする活動の収支予算書（様式第 1 号の 4） (4) 活動実施場所の地権者又は管理者等の活動承諾書 (5) 団体の定款・会則（提出できるものがない場合は、団体概要（様式 1 号の 5））及び会員名簿 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
アカミミガメ防除活動	(1) 自然環境保全活動補助金交付申請書（様式第 1 号） (2) 補助金を受けようとする活動の計画書（様式第 1 号の 3） (3) 団体の定款・会則（提出できるものがない場合は、団体概要（様式第 1 号の 5）） (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
水辺清掃活動	(1) 自然環境保全活動補助金交付申請書（様式第 1 号） (2) 補助金を受けようとする活動の計画書（様式第 1 号の 2） (3) 補助金を受けようとする活動の収支予算書（様式第 1 号の 4） (4) 団体の定款・会則（提出できるものがない場合は、団体概要（様式 1 号の 5）） (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別表(第 11 条関係)

補助対象活動	実績報告書に添付する書類
生物多様性保全活動	(1) 補助対象活動の実施状況や成果等が確認できる写真 (2) 補助対象活動に関する収支決算書 (3) 領収書 (4) 補助対象活動に係る会報やチラシ等（作成している場合） (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
アカミミガメ防除活動	(1) 補助対象活動の実施状況や成果等が確認できる写真 (2) 補助対象活動に係る会報やチラシ等（作成している場合） (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
水辺清掃活動	(1) 補助対象活動の実施状況や成果等が確認できる写真 (2) 補助対象活動に関する収支決算書 (3) 領収書 (4) 補助対象活動に係る会報やチラシ等（作成している場合） (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別表（第 16 条関係）

引き取り頭数	副賞
1 0 0 ～ 1 9 9 匹	10,000 円
2 0 0 ～ 2 9 9 匹	20,000 円
3 0 0 ～ 3 9 9 匹	30,000 円
4 0 0 ～ 4 9 9 匹	40,000 円
5 0 0 ～ 5 9 9 匹	50,000 円
6 0 0 ～ 6 9 9 匹	60,000 円
7 0 0 ～ 7 9 9 匹	70,000 円
8 0 0 ～ 8 9 9 匹	80,000 円
9 0 0 ～ 9 9 9 匹	90,000 円
1, 0 0 0 匹以上	100,000 円

年 月 日

神戸市長あて

申 請 者	団体名称	
	団体住所	
	代 表 者	
	市内拠点 住所・名称	神戸市内の団体の事務所又は団体代表者の自宅、若しくは団体代表者が所属する学校、職場を記載ください。
連 絡 先	電話番号	
	FAX 番号	(連絡に必要な場合のみ記載)
	E-mail	

神戸市自然環境保全活動補助金 交付申請書

振 込 先	金 融 機 関 名	
	支 店 名	
	種 別	☐ 普通 ☐ 当座
	口 座 番 号	
	フリガナ	
	口 座 名 義	
備 考		

(注) 口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。

様式第 1 号(第 7 条関係)

下記補助金等の交付について、申請します。

記

活 動 名		
実 施 期 間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()	
活動の概要	場 所	
	実施内容	実施する活動を選択してください。 ☐ 生物多様性保全活動 ☐ アカミミガメ防除活動 ☐ 水辺清掃活動
確 認 事 項	☐ 要綱第 3 条に合致します。 ☐ 必要に応じて、暴力団等排除要綱第 5 条第 1 項各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意します。 ☐ 団体名（代表者名）・活動場所・活動内容等について神戸市の HP 等に掲載することに同意します。	
申 請 額	円 （補助金限度額 円を上回らない）	

備考：アカミミガメ防除活動の申請の場合、申請額の記載は不要です。

年 月 日

神戸市長あて

申 請 者	団体名称	
	団体住所	
	代 表 者	
	市内拠点 住所・名称	神戸市内の団体の事務所又は団体代表者の自宅、若しくは団体代表者が所属する学校、職場を記載ください。
連 絡 先	電話番号	
	FAX 番号	(連絡に必要な場合のみ記載)
	E-mail	

神戸市自然環境保全活動補助金 交付申請書

補助金等の受け取りを下記の者に委任します。

(受任者)

住所	
団体名	
氏名	

振 込 先	金 融 機 関 名	
	支 店 名	
	種 別	☐ 普通 ☐ 当座
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義	
備 考		

様式第 1 号(第 7 条関係)※補助事業者と口座名義が異なる場合

下記補助金等の交付について、申請します。

記

活 動 名		
実 施 期 間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()	
活動の概要	場 所	
	実施内容	実施する活動を選択してください。 ☐ 生物多様性保全活動 ☐ アカミミガメ防除活動 ☐ 水辺清掃活動
確 認 事 項	☐ 要綱第 3 条に合致します。 ☐ 必要に応じて、暴力団等排除要綱第 5 条第 1 項各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意します。 ☐ 団体名（代表者名）・活動場所・活動内容等について神戸市の HP 等に掲載することに同意します。	
申 請 額	円 （補助金限度額 円を上回らない）	

備考：アカミミガメ防除活動の申請の場合、申請額の記載は不要です。

活 動 計 画 書
(生物多様性保全活動 及び水辺清掃活動 用)

活 動 内 容	1. 活動場所（地名、活動場所の詳細・特徴（河川名、公園名、里山等）） 2. 具体的な活動内容（防除、保全・保護、普及啓発活動、清掃活動等の具体的な方法を記入）
こ の 活 動 の 活 動 歴	(以前から、この活動を行っている場合に、ご記入ください)

水辺清掃活動の申請の場合、以下の記入は不要です。

活 動 の 目 的	(活動開始時の現状や、取り組むべき課題などを可能な限り具体的に記入してください)
成 果 の 公 表 方 法	
補助の期間終 了以降の展開	

活 動 計 画 書
(アカミミガメ防除活動 用)

活 動 の 場 所	(名称)			
	(所在地)			
活 動 予 定		第 1 希 望	第 2 希 望	第 3 希 望
	講習会 日程	月 日 午前／午後 時～	月 日 午前／午後 時～	月 日 午前／午後 時～
講 習 会 日 程 調 整 用 連 絡 先	☐ 団体代表者（様式第 1 号）と同じ （下段氏名及び連絡先の記入不要）			
	(氏名)			
	(電話番号)		(メールアドレス)	
	日程調整用の連絡先を本市が派遣する講師へ提供することについて ☐ 同意する ☐ 同意しない ※ 連絡先は、講習会の開催にあたり必要な範囲のみで使用します。			
講 習 会 参 加 予 定 人 数	人			
か ご 網 の 貸 出	☐ 希望する (個) ☐ 希望しない			
備 考 そ の 他				

※ 講習会の日程調整は神戸市より派遣する講師と行っていただきます。

※ ご希望の日程で講習会を開催できない場合があります。

収 支 予 算 書

＜収入＞ (単位：円)

科 目		金 額	内 訳
Ⅰ 自 己 資 金 等			
	自己資金等合計（a）	0	
補助金交付申請額（b）			
収入合計（c）＝（a）＋（b）		0	

＜支出＞ (単位：円)

科目		金 額	内訳
Ⅱ 補 助 金 充 当 経 費			
	補助金充当経費計（d）	0	
Ⅲ 自 己 資 金 等 充 当 経 費			
	自己資金等充当経費計（e）	0	
総活動費（f）＝（d）＋（e）		0	

団体概要

団 体	名 称			
	団 体 住 所			
	代 表 者 氏 名	(フリガナ)		
	代 表 者 住 所			
	市 内 拠 点 (住所・名称)	神戸市内の団体の事務所又は団体代表者の自宅、若しくは団体代表者が所属する学校、職場を記載ください。		
	ホームページ	(ある場合)		
事 務 局 (連 絡 先)	担 当 者 氏 名	(フリガナ)		
	住 所			
	電 話 番 号			
	FAX 番号	(連絡に必要な場合のみ記載)		
	E-mail			
設 立	年 月 日	構 成 員	人	
設 立 目 的				
年 会 費	1 人 円			
入 会 資 格				
自 由 記 述 欄	(その他特記すべき事項や、アピールポイントなど、自由に記述してください。)			
補助申請資格	神戸市自然環境保全活動支援要綱第 3 条について ☐ 各号の全てに該当する ☐ 各号に該当しないものがある (補助金を交付することはできません)			

様式第2号（第7条関係）

申請者	団体名称	
	団体住所	
	代表者	
連絡先	電話番号	
	FAX	(連絡に必要な場合のみ記載)
	E-mail	

振込先口座変更届

変更前 振込先	金融機関名	
	支店名	
	種別	☐ 普通 ☐ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	
変更後 振込先	金融機関名	
	支店名	
	種別	☐ 普通 ☐ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

神戸市自然環境保全活動補助金

交付決定通知書

（ 公 印 省 略 ）
神 環 第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

年 月 日付けで交付申請のあった神戸市自然環境保全活動補助金については、下記のとおり交付を決定したので、神戸市自然環境保全活動支援要綱第8条第5項の規定により通知します。

記

1 交付予定額	金 円
2 補助対象活動	☐ 生物多様性保全活動 ☐ 水辺清掃活動
3 交付の条件	(1) 補助活動については、この要綱に基づき、適正に行うこと。 (2) 補助活動に関して、必要に応じて、専門家の指導・アドバイス等を得るよう求めることがある。その内容を尊重すること。 (3) 年 月 日までに補助活動を完了すること。 (4) 申請書若しくはその添付図書の内容を変更しようとするとき又は補助活動を中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。 (5) 補助活動の遂行の状況に関し、市長の要求があったときは速やかに報告すること。 (6) 補助活動の完了後、速やかに実績報告書を市長に提出すること。 (7) 補助活動の成果をホームページ等に公表すること。

神戸市自然環境保全活動補助金

交付決定通知書

（公印省略）
神環第号
年 月 日

様

神戸市長

年 月 日付けで交付申請のあった神戸市自然環境保全活動補助金については、下記のとおり交付を決定したので、神戸市自然環境保全活動支援要綱第8条第5項の規定により通知します。

記

1 交付予定額	50,000円を上限として別表に示す 活動により捕獲したアカミミガメの引き取り頭数に応じた額
2 補助対象活動	アカミミガメ防除活動
3 交付の条件	(1)補助活動については、この要綱に基づき、適正に行うこと。 (2)補助活動に関して、必要に応じて、専門家の指導・アドバイス等を得よう求めることがある。その内容を尊重すること。 (3) 年 月 日までに補助活動を完了すること。 (4)引き取りについては、事前予約の上、本市が指定する場所・日時に持ち込みを行うこと。 (4)申請書若しくはその添付図書の内容を変更しようとするとき又は補助を中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。 (5)補助活動の遂行の状況に関し、市長の要求があったときは速やかに報告すること。 (6)補助活動の完了後、速やかに実績報告書を市長に提出すること。 (7)補助活動の成果をホームページ等に公表すること。

別表 アカミミガメの引き取り数と交付予定額

0～9匹	： 10,000 円
10～24匹	： 20,000 円
25～49匹	： 30,000 円
50～74匹	： 40,000 円
75匹以上	： 50,000 円

神戸市自然環境保全活動補助金

不交付決定通知書

（ 公 印 省 略 ）

神 環 第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

年 月 日付けで交付申請のあった神戸市自然環境保全活動補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、神戸市自然環境保全活動支援要綱第8条第6項の規定により通知します。

記

1 理由

神戸市自然環境保全活動 変更承認申請書

年 月 日

神戸市長あて

申 請 者	団 体 名 称	
	団 体 住 所	
	代 表 者	
	市内拠点 住 所 ・ 名 称	神戸市内の団体の事務所又は団体代表者の自宅、若しくは団体代表者が所属する学校、職場を記載ください。
連 絡 先	電話番号	
	FAX 番号	(連絡に必要な場合のみ記載)
	E-mail	

年 月 日付け 神戸自環第 号により補助金の交付決定を受けた自然環境保全活動について、申請内容を下記のとおり変更したいので、神戸市自然環境保全活動支援要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

補助対象活動	☐ 生物多様性保全活動 ☐ アカミミガメ防除活動 ☐ 水辺清掃活動					
変 更 事 項 等	☐ 申請書又は添付図書の内容の変更					
	変 更 内 容	<table><tr><td>変 更 前</td><td></td></tr><tr><td>変 更 後</td><td></td></tr></table>	変 更 前		変 更 後	
変 更 前						
変 更 後						
	※変更後の計画、収支予算書等、変更事項が分かる書類を添付すること					
	☐ 補助対象活動の中止 中止年月日 年 月 日					
理 由						

※ 該当する□は選択し、☑として下さい。

神戸市自然環境保全活動補助金
変更承認通知書

（ 公 印 省 略 ）

神 環 第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

年 月 日付けで申請のあった自然環境保全活動補助金変更承認申請については、下記のとおり決定したので、神戸市自然環境保全活動支援要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 承認する

2 承認事項

神戸市自然環境保全活動 実績報告書
（生物多様性保全活動 及び水辺清掃活動 用）

年 月 日

神戸市長あて

申請者	団体名称	
	団体住所	
	代表者	
連絡先	電話番号	
	FAX	(連絡に必要な場合のみ記載)
	E-mail	

年 月 日付け 神環 第 号により補助金の交付決定を受けた自然環境保全活動が完了しましたので、神戸市自然環境保全活動支援要綱第11条の規定により下記のとおり報告します。

補助対象活動	☐ 生物多様性保全活動 ☐ 水辺清掃活動
活動の実施年月日	年 月 日 ～ 年 月 日
活動内容	1. 活動場所（地名、活動場所の詳細・特徴（河川名、公園名、里山等）） 2. 具体的な活動内容（防除、保全・保護、普及啓発活動、清掃活動等の具体的な方法を記入）

水辺清掃活動の申請の場合、以下の記入は不要です。

成果の公表	☐ 公表した ☐ 公表予定 ☐ 公表しない
	(既に公表している場合、または公表予定の場合はその方法を記入してください)
今後の展開	

※ 活動の実施状況が確認できる写真、収支決算書、領収書等を添付してください

様式第 7 号の 2（第 11 条関係）

神戸市自然環境保全活動 実績報告書
(アカミミガメ防除活動 用)

年 月 日

神戸市長あて

申請者	団体名称	
	団体住所	
	代表者	
連絡先	電話番号	
	FAX 番号	(連絡に必要な場合のみ記載)
	E-mail	

年 月 日付け 神環 第 号により補助金の交付決定を受けた自然環境保全活動が完了しましたので、神戸市自然環境保全活動支援要綱第 11 条の規定により下記のとおり報告します。

補助対象活動	アカミミガメ防除活動
活動場所	(名称)
	(所在地)
防除した 個 体 数	匹
講習会 開 催 日	年 月 日
講習会 参 加 人 数	人

※ 防除個体数が分かる写真、活動や講習会の様子が分かる写真を添付してください。

神戸市自然環境保全活動補助金

交付額確定通知書

（ 公 印 省 略 ）

神 環 第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

年 月 日付けで実績報告のあった自然環境保全活動については、下記のとおり補助金交付額を確定したので、神戸市自然環境保全活動支援要綱第 12 条の規定により通知します。

記

1 交付確定額	金 円

神戸市自然環境保全活動補助金

交付決定取消通知書

（ 公 印 省 略 ）

神 環 第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

年 月 日付けで交付申請のあった自然環境保全活動補助金については、下記の理由により交付確定額の一部又は全部を取り消すことに決定したので、神戸市自然環境保全活動支援要綱第14条第1項の規定により通知します。

記

1 取消の内容

☐交付確定額の一部の取消（取消後の交付額 ）

☐交付確定額の全部の取消

2 理由